

1/1ページ

(総合判定基準) A: 健全であり、修繕の必要がない (使用可)
B: 軽微な異常があり、経過観察が必要 (使用可)
C: 異常があり、修繕又は対策が必要 (修繕完了まで使用不可、場合により使用可)
D: 危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または、破棄し更新を検討 (使用不可)

一方向ぶらんこ + 柵 定期点検表

11640127

(写真No. 1, 2)

管理番号 1

製品名	4人用ぶらんこ		所在施設名	落原第二公園		住所	大阪府南河内郡太子町春日235-36			
点検社	日都産業株式会社					点検日	2024年12月21日			
点検者	整備技士 川崎 隆史(2220010)					確認者	安全管理士 高江 誠(1170036)			
製造社			SP表示シール	無		製品番号				
設置年月			経過年月	年 月		落下高さ	2,000 mm			
構造部材1	スチール	構造部材2			消耗部材					
対象年齢シール	無		対象年齢	3歳～6歳						
I. 機能に関する総合判定						II. 塗装に関する総合判定				
使用継続	特記事項参照					A: 健全な状態				
可						B: 部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態				
						C: 全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態				
						D: 対象箇所無し				
ハザード	特記事項参照					a: 健全な状態				
						b: 軽微な劣化がある状態				
						C: 修繕の必要な劣化がある状態				
						d: 緊急修繕が必要な劣化がある状態				
特記事項										

【劣化】

支柱部

点検項目	点検器具	判定				写真No.	備考
腐食がないか (地際部附近) (全数点検)	目視・打診	a	b	c	d	3	
腐食がないか (地際部附近以外)	目視・打診	a	b	c	d		
ぐらつきがないか	揺診	a	b	c	d		
破損など (破損0ヶ所)	目視	a	b	c	d		

梁部

腐食がないか (金具附近)	目視・打診	a	b	c	d	4	
腐食がないか (金具附近以外)	目視・打診	a	b	c	d		
破損など (破損0ヶ所)	目視	a	b	c	d		

継手金具

腐食がないか	目視	a	b	c	d	5	
ボルトの緩みがないか	打診・触診	a	b	c	d		
破損・割れ (破損・割れ0ヶ所)	目視	a	b	c	d		

吊り金具

腐食がないか (全数点検)	目視	a	b	c	d	6	
回転不良がないか	触診・聴診	a	b	c	d		
ボルトの緩みがないか	打診・触診	a	b	c	d		
摩耗 (摩耗0ヶ所)	触診	a	b	c	d		
破損など (破損0ヶ所)	目視	a	b	c	d		

吊り部材

腐食がないか	目視	a	b	c	d		
ねじれ (全数点検) (ねじれ0ヶ所)	目視	a	b	c	d		
摩耗 (摩耗0ヶ所)	ノギス	a	b	c	d	7,8	φ9→φ6mm
破損など (破損0ヶ所)	目視	a	b	c	d		

着座部

点 検 項 目	点検器具	判定	写真No.	備 考
摩耗・腐食（全数点検）（摩耗・腐食 0 ケ所）	目視	c	9	
破損など（破損 0 ケ所）	目視	b		

基礎部・着地面部

ぐらつきがないか（全数点検）	掘診	a		
衝撃吸収材などの破損（破損 0 ケ所）	目視	a		

支柱部 【境界柵】

腐食がないか（地際部附近）（4 隅の 4 本）	目視・打診	b	10	
腐食がないか（地際部附近以外）	目視・打診	b		
ぐらつきがないか	掘診	a		
破損など（破損 0 ケ所）	目視	a		

横架材 【境界柵】

腐食がないか（金具附近）（全数点検）	目視・打診	b	11	
腐食がないか（金具附近以外）	目視・打診	a		
破損など（破損 0 ケ所）	目視	a		

継手金具 【境界柵】

腐食がないか（全数点検）	目視	b	12	
ボルトの緩みがないか	打診・触診	a		
破損・割れ（破損・割れ 0 ケ所）	目視	a		

基礎部・着地面部 【境界柵】

ぐらつきがないか（全数点検）	掘診	a		
破損など（破損 0 ケ所）	目視	a		

すべり台定期点検表

11640127

(写真No. 1, 2)

管理番号

2

製品名	滑り台	所在施設名	落原第二公園	住所	大阪府南河内郡太子町春日235-36			
点検社	日都産業株式会社			点検日	2024年12月21日			
点検者	整備技士 川崎 隆史(2220010)			確認者	安全管理士 高江 誠(1170036)			
製造社	S P 表示シール 無			製品番号				
設置年月		経過年月	年	月	落下高さ	1,500 mm		
構造部材1	スチール	構造部材2	ステンレス	消耗部材				
対象年齢シール	無	対象年齢	3歳～6歳					
I. 機能に関する総合判定					II. 塗装に関する総合判定			
使用継続	特記事項参照			A: 健全な状態				
可				B: 部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態				
				C: 全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態				
				D: 対象箇所無し				
ハザード	特記事項参照			a: 健全な状態				
				b: 軽微な劣化がある状態				
				c: 修繕の必要な劣化がある状態				
				d: 緊急修繕が必要な劣化がある状態				
特記事項								

【劣化】

登行部

点検項目	点検器具	判定	写真No.	備考
腐食がないか(地際部附近) (全数点検)	目視・打診	b	3	
腐食がないか(ササラ・手すり)	目視・打診	b		
腐食・摩耗がないか(踏板)	目視・打診	b		
ぐらつきがないか	揺診	a		
破損など(破損0ヶ所)	目視	a		

出発部

腐食・摩耗がないか(床板)	目視・打診	b	4	
腐食がないか(手すり)	目視・打診	b		
ぐらつきがないか	揺診	a		
破損など(破損0ヶ所)	目視	a		

支柱部

腐食がないか(地際部附近) (全数点検)	目視・打診	b	5	
腐食がないか(地際部附近以外) (全数点検)	目視・打診	b		
ぐらつきがないか	揺診	a		
破損など(破損1ヶ所)	目視	c	6	鋳物

滑降部

腐食がないか(地際部附近) (全数点検)	目視・打診	b	7	
腐食がないか(滑降面・側面) (全数点検)	目視・打診	b	8	
摩耗がないか(滑降面・側面)	目視	a		
破損など(破損0ヶ所)	目視	a		

基礎部・着地面部

ぐらつきがないか (全数点検)	揺診	a		
衝撃吸収材などの破損 (破損0ヶ所)	目視	a		

ボーダー型砂場(サンドピット) 定期点検表

11640127

(写真No. 1, 2)

管理番号 3

製品名	砂場	所在施設名	落原第二公園	住所	大阪府南河内郡太子町春日235-36			
点検社	日都産業株式会社			点検日	2024年12月21日			
点検者	整備技士 川崎 隆史(2220010)			確認者	安全管理士 高江 誠(1170036)			
製造社	S.P表示シール 無			製品番号				
設置年月			経過年月	年	月	落下高さ	120 mm	
構造部材1	木材	構造部材2			消耗部材			
対象年齢シール	無	対象年齢						
I. 機能に関する総合判定				II. 塗装に関する総合判定				
使用継続	特記事項参照			A: 健全な状態				
可				B: 部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態				
				C: 全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態				
				D: 対象箇所無し				
ハザード	特記事項参照			劣化				
				a: 健全な状態				
				b: 軽微な劣化がある状態				
				c: 修繕の必要な劣化がある状態				
				d: 緊急修繕が必要な劣化がある状態				
特記事項								

【劣化】

砂場枠

点 検 項 目	点検器具	判定	写真No.	備 考
腐食・腐朽がないか	目視	b	3	
ぐらつきがないか	揺診	b		
破損など (破損 0 ヶ所)	目視	a		

砂

動物の糞や異物が混入していないか	目視	b		
水はけはよい	目視	b		
砂は砂場枠上端までであるか	メジャー	a		100
砂はかたくなっていないか	触診	a		

鉄棒(落下高さ1500mm以下)定期点検表

11640127

(写真No. 1, 2)

管理番号 4

製品名	2間鉄棒	所在 施設名	落原第二公園	住所	大阪府南河内郡太子町春日235-36			
点検社	日都産業株式会社			点検日	2024年12月21日			
点検者	整備技士 川崎 隆史(2220010)			確認者	安全管理士 高江 誠(1170036)			
製造社	S P表示シール 無			製品番号				
設置年月			経過年月	年	月	落下高さ	1,280 mm	
構造部材1		構造部材2		消耗部材				
対象年齢シール	無	対象年齢						
I. 機能に関する総合判定				II. 塗装に関する総合判定				
使用継続	特記事項参照			A: 健全な状態				
可				B: 部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態				
				C: 全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態				
				-: 対象箇所無し				
ハザード	特記事項参照			劣化				
				a: 健全な状態				
				b: 軽微な劣化がある状態				
				c: 修繕の必要な劣化がある状態				
				d: 緊急修繕が必要な劣化がある状態				
特記事項								

【劣化】

支柱部

点検項目	点検器具	判定	写真No.	備考
腐食がないか(地際部附近)(全数点検)	目視・打診	b	3	
腐食がないか(地際部附近以外)	目視・打診	b		
ぐらつきがないか	揺診	a		
破損など(破損0ヶ所)	目視	a		

握り棒部

腐食がないか	目視・打診	b	4	
ぐらつきがないか	揺診	b		
破損など(破損0ヶ所)	目視	a		

継手金具

腐食がないか(全数点検)	目視	b	5	
ボルトの緩みがないか	打診・揺診	b		
破損・割れ(破損・割れ0ヶ所)	目視	a		

基礎部・着地面部

ぐらつきがないか(全数点検)	揺診	a		
衝撃吸収材などの破損(破損0ヶ所)	目視	a		